

第10回協議会を開催しました



野津原中学校区
適正配置地域協議会
だより

第10号
平成27年11月



十月十五日（木）の午後七時から、野津原市民センター大会議室において、第十回の協議会を開催しました。

議事一「協議の取りまとめについて」では、野津原地域協議会としての今後のスケジュールについて事務局より説明があり、地域協議会としての集大成である報告書は、十一月中旬に提出する予定であることを確認しました。

議事二「報告書（案）について」では、事務局より、これまでの協議をもとにまとめた報告書の案が示されました。報告書（案）には、主に地域協議会としての「合意事項」や「取り組みの概要」などが盛り込まれており、この報告書の案をもとに協議をすすめました。委員からは、児童の通学支援の期間について意見が多く、活発な協議となりました。（詳細は二面）

そして次回（第十一回）の地域協議会では、今回の協議内容を踏まえ修正した報告書（案）について協議し、協議の最終を目指すことを確認しました。完成した報告書は、会長・副会長により、地域協議会の総意として十一月中旬に教育長へ提出される予定です。

地域協議会としての合意事項

「統合時期」

平成三十年四月とする。

野津原中部小学校と野津原西部小学校を野津原東部小学校に統合する。

「目指すべき方向性」

小学校の統合に伴い、野津原中学校区は一小学校・一中学校となるため、連携型小中一貫教育の更なる充実を図る。学校・家庭・地域社会が一体となって、四校区の特色を生かし、地域住民との触れ合いを大切にしたい魅力ある教育活動を創造する。

「通学支援」

詳しくは四面へ。



第10回協議会における主な意見を掲載しています (発言内容については、紙面の都合で要旨のみとしています。ご了承ください。)

○は委員の発言 ●は事務局の発言

通学支援（要望事項）についての意見

- 統合に伴う通学支援の期間に関して、報告書（案）の中では統合年度から12年間となっているが、この期間について協議は行われぬのか。
- 第5回地域協議会までの間、通学支援に関する意見を出してもらった。その後、教育委員会としての方針が12年間であることは、第6回地域協議会の「通学の支援に関する教育委員会の基本方針について」の中で説明を行った。その際、特に異論はなかったようだが。
- 野津原は交通の便が無い。交通機関がもっと整備されればいいが、現状で、12年間という期限を設けるのはどうかと思う。



通学支援の方法は、大分市全体のこと考えながら決定しないといけないですね・・・でも家計や子どもたちへの負担も心配なところ・・・

- 統合に伴う通学支援の期間を12年間としたのは、統合の時期に生まれている子どもの小学校卒業までは統合による影響を考慮して支援の対象にしようとするもの。12年経過後は他の校区と同じ条件になる。期間を設けず支援するということは、他の校区の人から見ると「野津原の人だけなぜ支援があるのか」という声が出てくると思う。大分市全体で考えた時、校区によって差があることは公平性の観点から問題があると考えている。
- 通学支援の期間に関して、例えば神崎中学校区ではどうなっているか。
- 現在、神崎中学校区では木佐上小学校を対象に12年間の通学支援をしている。佐賀関町時代の統合の時には10年間という学校もあった。その時も5年、6年、10年など話が出ていた。また、今市中学校と野津原中学校が統合した時も10年間だったように思う。その後、遠距離通学の制度を適用して全額補助としている。



- 12年後の状況を見てもう一度考え直すということとはできないか。野津原は電車も通っていないので、12年後に路線バスが廃止していたら困る。
- 12年経過後は、遠距離通学制度を適用する。以前、通学支援に関しては、距離だけでなく高低差や道路事情など地域の実情を十分に考慮して欲しいという意見があった。柿野の坂の高低差を考慮した場合に、遠距離通学制度の対象となる4kmを越える場所が増えるのではないかという話だった。要望事項の中にそういったことを入れてみることは可能である。スクールタクシーなどの通学支援は統合に伴う特例的なものなので12年で区切るが、遠距離通学制度の通学距離の考え方を考慮するというのはどうだろうか。
- 説明があったように統合に伴う通学支援は特例ということを見ると、統合のあった他の校区も12年間ということなので、野津原も最大限配慮して12年間の特例を設けてもらったということはあるありがたいことだと思う。ただ、遠距離通学制度に関しては「通学距離の考え方には高低差などの事情も考慮して欲しい」といった文章を入れて欲しい。

その他の意見

- 中部小と西部小を東部小に統合というわけである。統合までに学校名などが決まるなら、東部小も何か閉校式のようなものをしなければならないのではないか。
- 東部小が無くなる、無くならないというのはどうなるのか。
- 学校の新設とか廃止といったことに関しては、学校の名称が変わるだけという考え方もある。一方、学校を廃止していったん歴史を閉じて、新しい学校を新設するという考え方もある。今後、「学校を新設する」または「学校名を変えるだけ」ということを、28年度、29年度の2年間の協議の中で地域の方々、保護者の方々、学校関係者が一緒に協議していけばよいと思う。

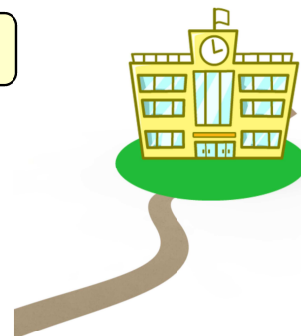


第10回地域協議会での確認事項

- ◆次回（第11回）、地域協議会としての報告書を取りまとめ、11月中旬に教育長へ提出すること。
- ◆報告書については、今回の協議内容で出た要望を踏まえたものを作成し、第11回地域協議会で合意を目指すこと。

地域協議会としての合意事項「通学支援」について

- 対 象： 野津原中学校区の児童の保護者
- 支援方法： ※方法は、各家庭の選択制とする
- (補助額)
- ・定期運行のバス等（定期旅客運賃額の支給）
 - ・自動車（燃料費補助）
 - ・教育委員会によるスクールタクシー等



「遠距離通学児童への補助制度」について（参考）

- 対 象： 通学距離（自宅から学校までの片道の距離）が小学生は4キロメートル以上、中学生は6キロメートル以上あり、かつ通学に定期運行のバス等及び自家用車を利用する児童・生徒の保護者
- ただし、スクールバス、学区外通学及び隣接校選択制を利用する場合は対象外
- 補 助 額：
- ・定期運行のバス等（定期旅客運賃額の支給）
 - ・自動車（実費相当分の燃料費補助）

※詳しくは・・・

- ・各小中学校（申請受付） ・大分市教育委員会 教育企画課 総務担当班 ((097)537-5699)
- ・大分市ホームページ： [トップページ](#) >> [こんなときには](#) >> [入学・教育](#) >> [就学援助制度・奨学金制度](#) >> [就学援助制度](#) >> [遠距離通学児童・生徒への補助制度](#)

☆この制度は、適正配置とは関係なく常時運用している制度ですので、対象は野津原地域のみというわけではありません。

ただし、統合後12年経過して遠距離通学の制度を適用する場合には、距離のほか、高低差（地形）や気象、道路・交通事情を勘案するようにとの要望が野津原地域協議会で出ています。



4校区の特色を生かして
協力しあいましょう

編集後記

協議会では、協議会の様子を広くお知らせするため、協議会だよりを発行するとともに市のホームページにおいても会議の要旨などを公開しています。

今後とも、協議会へのご理解とご協力をよろしくをお願いします。



野津原中学校区適正配置地域協議会だより「第10号」

発 行：平成27年11月
発行者：野津原中学校区適正配置地域協議会
事務局：大分市教育委員会教育企画課
連絡先：住所 大分市荷揚町2番31号
電話 097-537-5903（直通）
E-mail kyoikukikaku@city.oita.oita.jp

